

日本国内 自動車解体事業者様向け

バッテリー 回収・リサイクルマニュアル

(リチウムイオン電池)

e-SNEAKER (T310P)

ダイハツ工業株式会社

2025年9月

- ・ 本マニュアルは、ダイハツ工業(株)の「バッテリー(リチウムイオン電池)」の回収・リサイクルマニュアルです。これは、日本国内の自動車解体事業者様にご活用いただくために作成したものです。
- ・ バッテリーの回収・リサイクル、取りはずし方法等については、本マニュアルの該当する項目をご覧ください。必ず車種・型式をご確認の上、熟読していただき、安全な作業を行ってください。
- ・ なお、ダイハツ工業(株)が警察庁に届け出をした部品(バッテリー)以外は、ダイハツ工業(株)ではお引き取りいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

※ 本マニュアルはダイハツのホームページ(<https://www.daihatsu.co.jp/>)に掲載しています。

(注) 本マニュアルの内容は予告なく変更する場合があります。
ダイハツのホームページで最新の情報をご確認の上、ご活用ください。

■ バッテリーを取りはずす際の注意点

このモビリティには、バッテリーが搭載されています。使用済みとなったモビリティを解体する場合には、このバッテリーを取りはずしてください。

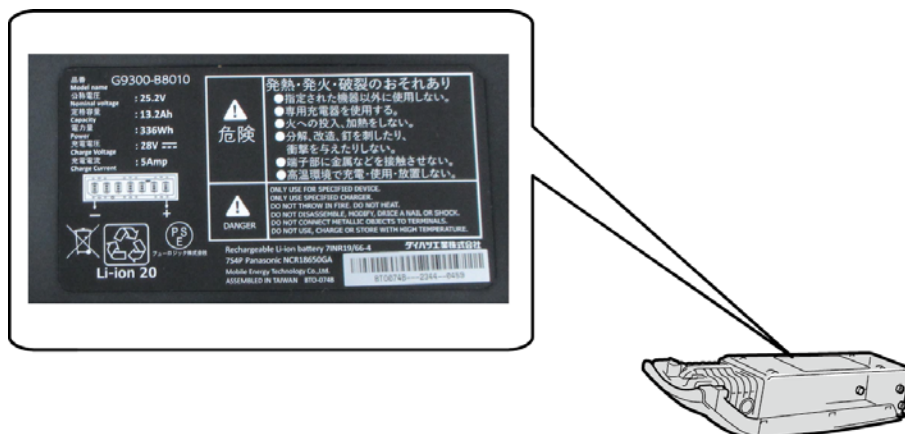
1. バッテリーを取りはずす際の重機による解体の禁止

使用済みとなったモビリティのバッテリーは基本的に充電状態にあり、バッテリー本体が破損した場合、スパークや発火、液漏れ事故の原因となるため、ニブラ(自動車解体機)や重機など、バッテリー本体を破損させるおそれのある方法で取り出すことは絶対にしないでください。

2. バッテリーの引取りをお断りする場合

バッテリーは本マニュアルに従った適切な取扱いが必要です。本マニュアルに従わず、バッテリーを分解したもの、あるいは重機等を使用して取りはずす等、不適切な取扱いによって損傷等を生じたバッテリーは非常に危険な状態となり、回収時等の事故発生の原因にもなりますので通常の方法ではお引取りできません。あらかじめご注意ください。

バッテリー容量などの情報は下記に記載しています。



目 次

1. はじめに	1
2. バッテリー（リチウムイオン電池）の回収・リサイクルシステム概要	2
3. バッテリー（リチウムイオン電池）の液漏れ時の対応	4
4. バッテリー（リチウムイオン電池）の火災時の対応	4
5. バッテリー（リチウムイオン電池）の引取りをお断りする場合の事例	5
6. e-SNEAKERバッテリー（リチウムイオン電池）取りはずし方法	5

1. はじめに

バッテリーは、ダイハツ e-SNEAKER駆動用バッテリーとして使用されたものです。

バッテリー内にはリチウムイオン電池、コンピュータ等を格納しています。

本マニュアルを熟読の上、安全な作業を行ってください。



使用済みバッテリーの安全な回収のために

- (1) 事故したモビリティ、水没したモビリティなどではバッテリーに変形、漏電、漏液が発生している可能性がありますので、ご注意ください。

そのようなモビリティからバッテリーを取りはずす際は感電、漏液に対して必要な保護具を装備するなど、安全確保のために十分ご注意ください。また、運搬についてもそのままの状態では運搬できません。

いずれの場合も自動車再資源化協力機構(TEL. 0570-000-994)までご連絡ください。

- (2) リチウムイオン電池は消防法における危険物の扱い、および船舶安全法による安全確保のための専用容器への梱包が求められています。

リチウムイオン電池に使用されている有機電解液は消防法の危険物第4類第2石油類に該当します。また、船舶安全法ではリチウムイオン電池はClass9に分類され、海上輸送時には専用の梱包容器への梱包が必要になりますので、適切な対応をお願いします。

- (3) 転売・譲渡・改造等をしないでください。

バッテリーは適切に回収されずに第三者が電極部位等に触れた場合、感電事故などが発生するおそれがあり大変危険です。

廃棄したモビリティより取りはずされたバッテリーは安全上の事故防止のため、速やかな回収を行っていますので、自動車再資源化協力機構(TEL. 0570-000-994)までご連絡ください。

適切に回収されず、事故が起こる場合として、次のようなことが想定されます。

- 1) 適切に回収されず、不法投棄または放置され、第三者が電極部位に触れてしまい、感電事故が発生する。
- 2) 用途(専用のモビリティ)以外でバッテリーを使用(改造等を含む)し、感電事故、発熱・発煙・発火・爆発事故、有機電解液漏出事故等が発生し、人体に重大な危害や周辺の物に損害を加える。

特に、転売・譲渡等を行いますと、相手方でこれらの危険性が認識されず、事故につながり易くなります。

ダイハツ工業(株)では転売・譲渡等による専用モビリティ以外へのバッテリー使用(改造等を含む)による事故・損害等については責任を負いかねます。

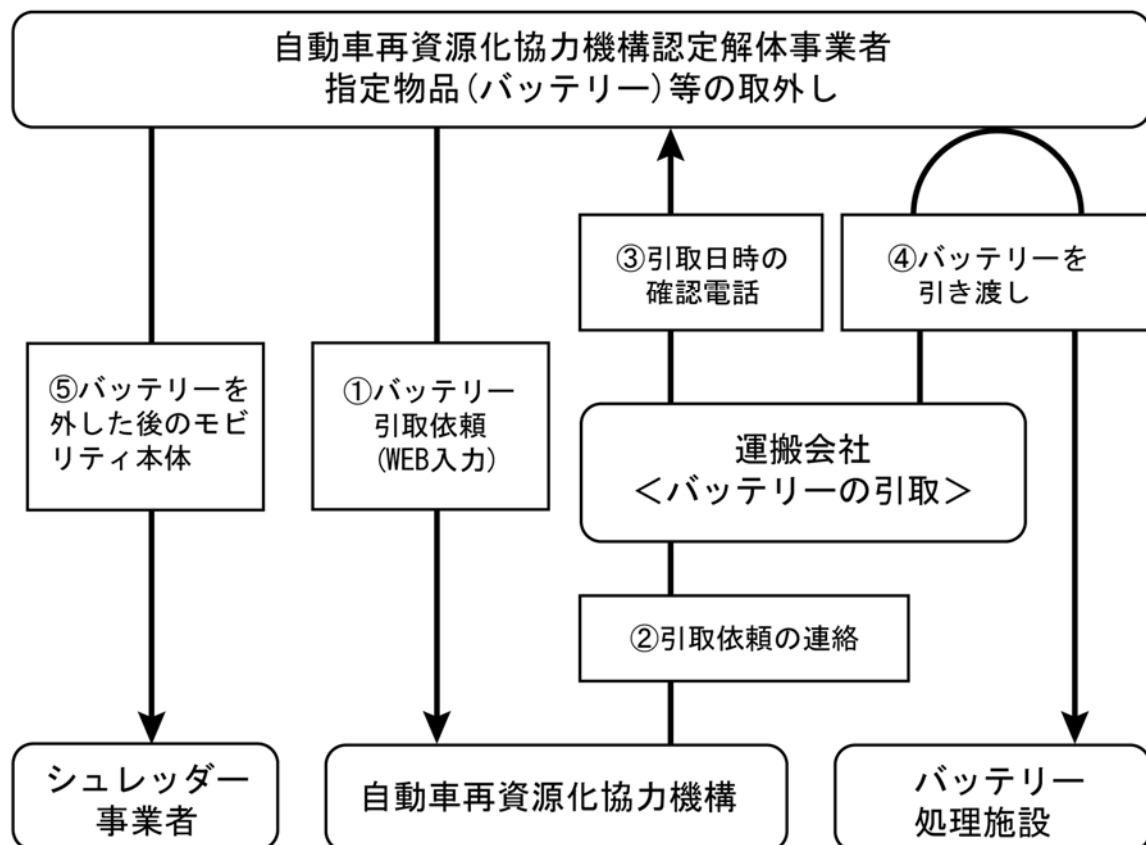
転売・譲渡等の結果、事故防止を目的とする使用環境の制限、使用条件の制限、設置据付条件の制限、使用前準備の制限、使用者の制限、予測される誤使用の禁止、保守・点検、異常時の処置等についての告知がされないことにより、その後の使用者等において危険性が認識されず、事故につながるおそれがありますので、転売・譲渡等は行わないでください。事故が起こった場合、転売・譲渡等を行った事業者等の責任が問われる可能性があります。

2. バッテリー（リチウムイオン電池）の回収・リサイクルシステム概要

- (1) バッテリーは、下図のような流れで引き取られ、処理されます。
- (2) なお、バッテリーを搭載したままモビリティのソフトプレス等を行うと、発火・発煙などのおそれがありますので、必ず取りはずしをお願いします。

①→⑤の順序でバッテリーは回収されます。

- ① 自動車再資源化協力機構認定解体事業者様が、自動車再資源化協力機構へ次世代モビリティリサイクルシステムで引取依頼を申請
- ② 自動車再資源化協力機構より運搬会社へバッテリーの引取依頼を連絡
- ③ 後日、運搬会社より自動車再資源化協力機構認定解体事業者様へバッテリーの引取日時の確認を電話にて実施
- ④ バッテリーを運搬会社へ引渡し
- ⑤ バッテリーを外した後のモビリティ本体をシュレッダー事業者へ排出



リチウムイオンバッテリー引取依頼入力画面
<https://www.lib-jarp.org/> (24時間受付)

《リチウムイオンバッテリーの取りはずしに関する技術的お問い合わせ先》
ダイハツ工業（株） サービス部 整備技術室 TEL. 072-754-4332
 平日 9：00～17：00

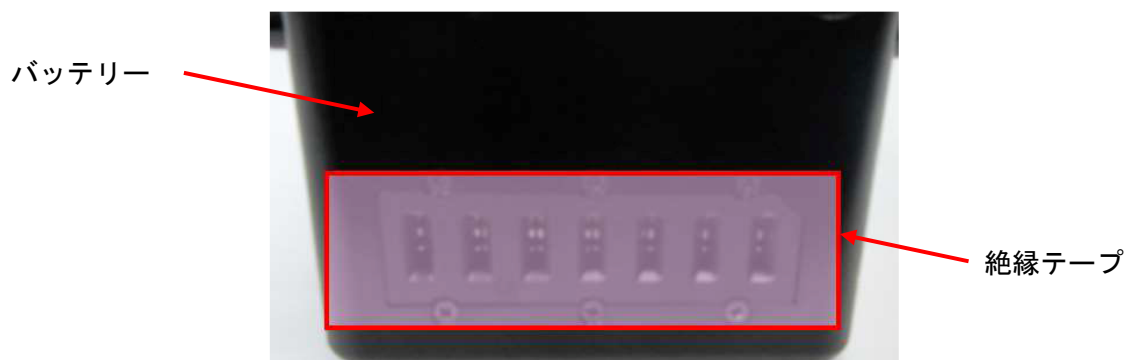
(3) 解体事業者様の具体的な作業は以下のとおりお願いします。

- 1) バッテリーの取りはずし・保管
(P.5以降の「取りはずし方法」を必ずお読みください。)
- 2) 自動車再資源化協力機構ウェブサイト内「リチウムイオンバッテリー引取依頼入力画面」より、必要事項を入力の上、ご依頼ください。

リチウムイオンバッテリー引取依頼入力画面
<https://www.lib-jarp.org/> (24時間受付)

- 3) 後日、回収事業者が伺いましたら、回収事業者のヒアリングに答え、荷姿状態確認書にサインし電池を引き渡してください。
 - ・ バッテリー本体にキズ・変形・亀裂・破損はなく、解体されていない。
 - ・ 回収マニュアルに従った絶縁処理を行った。
 - ・ 端子は、テープ等で絶縁処理されている。
- 4) 引渡先に関する注意
解体事業者様が、自動車再資源化協力機構に連絡することなく、独自に運搬会社に引き渡した場合は、すべての必要費用は解体事業者様のご負担となりますので、ご注意ください。
- 5) バッテリーの梱包方法
 - ・ バッテリー内部に水、異物等が入らないように、バッテリー本体下部の電極部を絶縁テープでカバーしてください。
 - ・ 運搬会社が用意した段ボールに電池を積載し、「取り扱い注意」を明示してください。

リチウムイオン電池は消防法における危険物の扱い、および船舶安全法による安全確保のための専用容器への梱包が求められています。
バッテリーの梱包方法については、自動車再資源化協力機構よりご案内いたします。



3. バッテリー（リチウムイオン電池）の液漏れ時の対応

- 事故したモビリティ又はバッテリー付近に液漏れの可能性がある場合、速やかに自動車再資源化協力機構（TEL. 0570-000-994）に連絡し、取扱いについての指示を受けてください。
- 事故等によりバッテリーが破損したモビリティで、バッテリー付近に液漏れがある場合、以下の準備を行ってください。

電解液は消防法における危険物第4類第2石油類に該当する、無色透明の有機溶剤ですので、ただちに火気から遠ざけてください。

漏出した電解液の蒸気を吸入すると、鼻、のどに刺激があります。

バッテリー付近で液漏れが確認された場合にはゴム手袋、保護メガネ、有機溶剤用マスクを着用の上、青色リトマス試験紙を漏れた液につけ、赤色に変色した場合は電解液が漏れていますのでウエス等で拭き取ってください。

- ・ 青色リトマス試験紙は薬局等で購入してください。

＜留意事項＞

- ・ これらの作業は屋外では風上側から、屋内の場合は換気が十分な場所で行う。
- ・ 蒸気を吸入した場合、気分が悪くなる場合があります。その際には空気の新鮮な場所に移動し医師の診断を受けること。
- ・ 電解液が皮膚に触れた場合、ただちに布にて素早く拭き取り、多量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とすこと。また、付着した衣類はただちに脱ぐ。外観に変化が見られたり、刺激痛がある場合は医師の診断を受ける。
- ・ 万一、目に入ったときは大声で救援を求め、目をこすらずにただちに多量の清浄な流水で15分以上洗い（まぶたの裏まで洗うこと）、速やかに医師の診断を受ける。
- ・ 万一、電解液が口に入った場合は無理に吐かせず、速やかに医師の診断を受ける。
- ・ 使用したウエス等は2枚重ねのビニール袋に入れ密閉したのち、産業廃棄物として適切に処置する。
- ・ 絶縁手袋に電解液がついた場合は多量の水で洗い、次回使用前にはひび割れ、破れ、その他損傷がないことを確認する。

4. バッテリー（リチウムイオン電池）の火災時の対応

■ バッテリー付近に万一火災が生じた場合

消火器（油火災：ガソリン、石油、油などによる火災、および電気火災：電気配線、電気機器などによる火災に有効な消火器）で消火してください。

初期消火については、少量の水による消火はかえって危険な場合があるため、水をかける場合は消火栓などから多量に放水するか、消防隊の到着をまってください。

5. バッテリー(リチウムイオン電池)の引取りをお断りする場合の事例

バッテリーは、本マニュアルに従った適切な取扱いが必要です。不適切な取扱いによって損傷等を生じたバッテリーは非常に危険な状態となり、回収時等の事故発生の原因にもなりますので通常の方法ではお引取りできません。以下事例を示します。

なお、ダイハツ工業(株)が警察庁に届け出をした部品(バッテリー)以外は、ダイハツ工業(株)ではお引き取りいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

その他特別な対応が必要と思われる状態のバッテリーの取扱いにつきましては個別にご相談ください。

- ・ ニブラ等重機を用いてバッテリーを取りはずしたため、バッテリーが破損もしくは変形したもの
- ・ バッテリーケースを取りはずしたもの
- ・ 屋外に長期間放置されて損傷が激しいもの

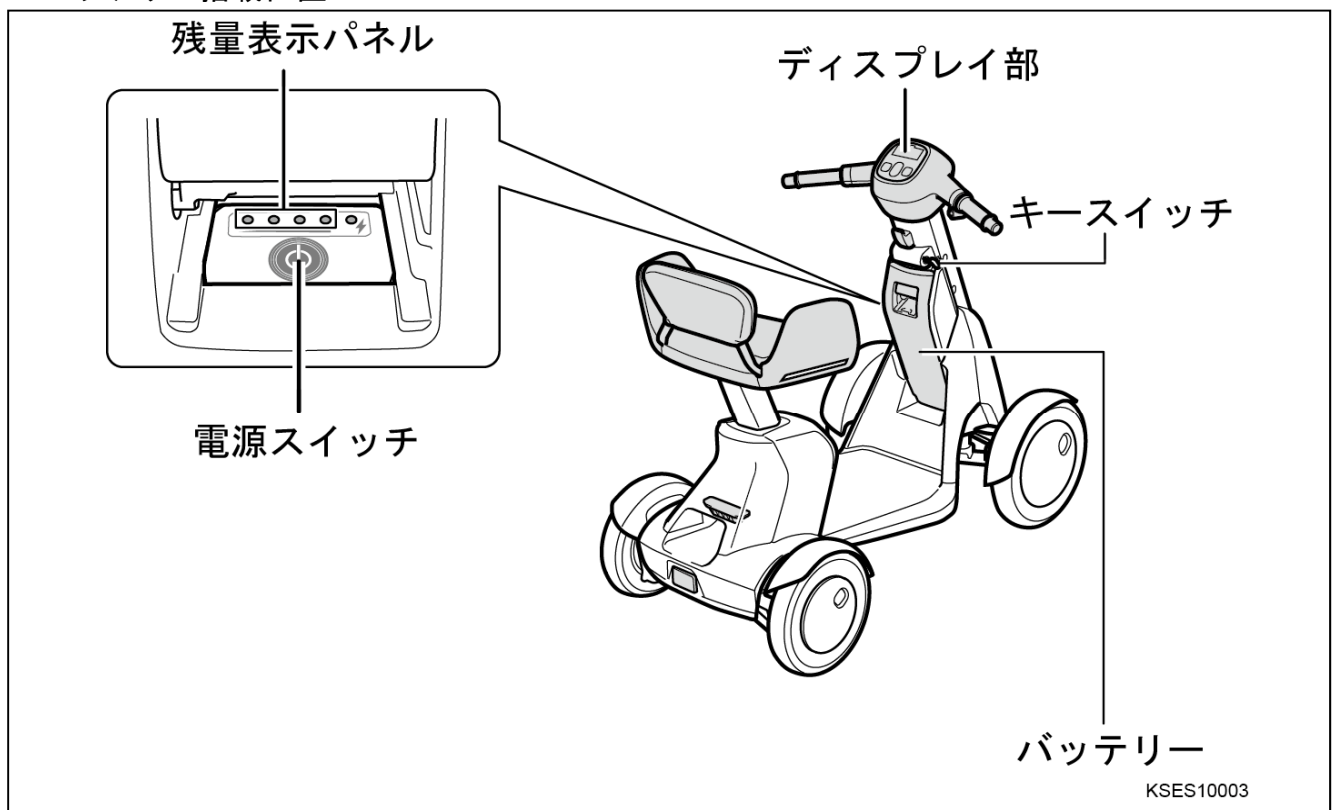
《お問い合わせ先》

自動車再資源化協力機構 TEL. 0570-000-994

受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00 (土日祝日等を除く)

6. e-SNEAKERバッテリー(リチウムイオン電池)取りはずし方法

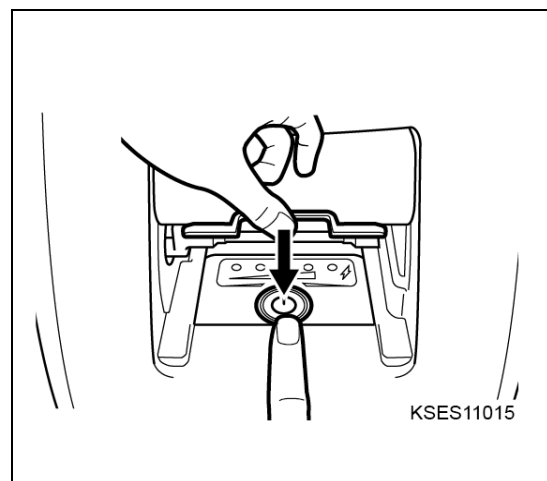
■バッテリー搭載位置



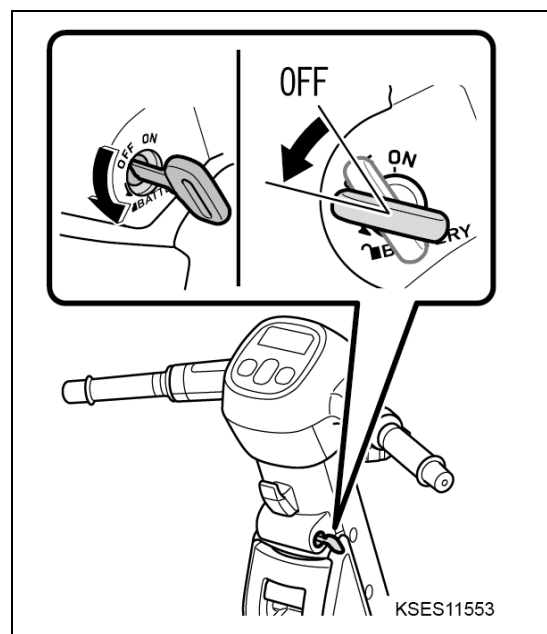
1. バッテリーを取り外す

- (1) キースイッチが“ON”のときは、キースイッチを“OFF”にし、しばらくしてから電源スイッチをOFFにする。

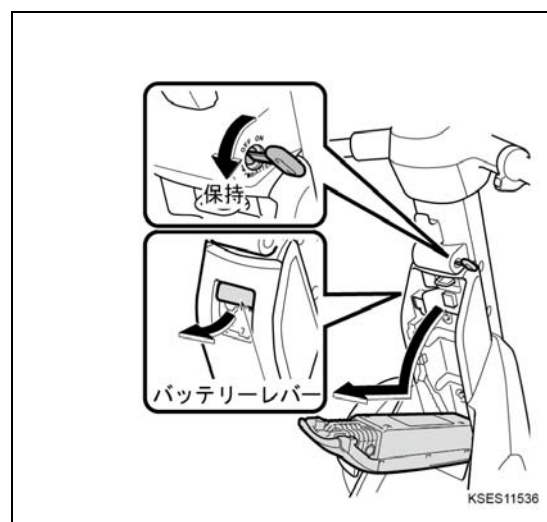
電源スイッチを約1秒押し続け、ディスプレイ部のメッセージ表示および残量表示パネルのLEDが消えたことを確認してください。



- (2) キースイッチを“OFF”の位置からさらに回して保持し、ロックを解除する。



- (3) (2)の状態、バッテリーレバーを引き上げてバッテリーを手前に倒し、引き抜く。



<注意！>

● バッテリーを取り外す際は、必ずキースイッチを操作してロックを解除してください。モビリティが破損するおそれがあります。

2. バッテリー内部に水、異物等が入らないように、バッテリー本体下部の電極部を絶縁テープでカバーする。



3. バッテリー引き渡し手順

(1) 回収依頼後

- 1) 自動車再資源化協力機構より委託を受けた運搬会社から引取日時の調整の連絡が入ります。
- 2) 運搬会社が引取予定日を引取依頼システムに登録すると、メールで引取予定日が通知されます。「取扱注意書」を印刷しバッテリーに貼り付けてください。

(2) 引渡し時

- ・ 運搬会社ドライバーが行う荷姿確認に立ち会ってください。
- ・ バッテリーは段ボールに収納し、梱包します。収納は解体事業者様、梱包は運搬会社のドライバーが行います。段ボールと緩衝材は、運搬会社のドライバーが持参します。

1) バッテリーの荷姿確認とサイン

- ・ バッテリーを安全に運搬するため、運搬会社ドライバーは、自動車再資源化協力機構が作成した「荷姿確認項目」に従って、バッテリーの状態を貴社の担当者様にお聞きしながら確認します。
- ・ 運搬会社ドライバーが持参する回収用端末に、荷姿状態確認のチェック内容に相違がないことを確認の上、バッテリー引き渡しのサインをお願いします。

2) バッテリーの段ボール収納

- ・ バッテリーの荷姿確認後、解体事業者様は、運搬会社のドライバーが持参した段ボールにバッテリーを収納してください。
- ・ 運搬会社のドライバーは、バッテリーの収納は行いません。

3) 段ボールの梱包

- ・ 解体事業者様がバッテリーを段ボールに収納後、運搬会社のドライバーが、隙間に緩衝材を詰め込みます。
- ・ 段ボールの封は、運搬会社のドライバーが行います。

ダイハツ工業株式会社